第578回　霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

日時　令和８年１１月１３日（金）
　　午前１０時３０分から
場所　茨城県土浦合同庁舎　本庁舎
　　第１会議室
　　茨城県土浦市真鍋５－１７－２６

次　　第

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議長の選出

４　出席委員数の報告

５　議事録署名人の選出

６　議　題　等
（１）つけ漁業の許可等に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて【協議】
（２）漁業権に係る資源管理の状況等の報告について【報告】
（３）全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について【報告】
（４）その他

７　閉　　会

資料１

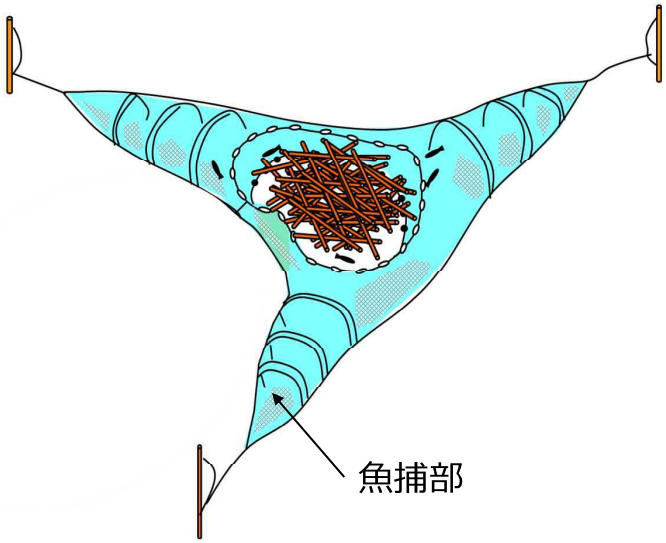
つけ漁業の許可等に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて



１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（１）つけ漁業の概要

①おだ漁業

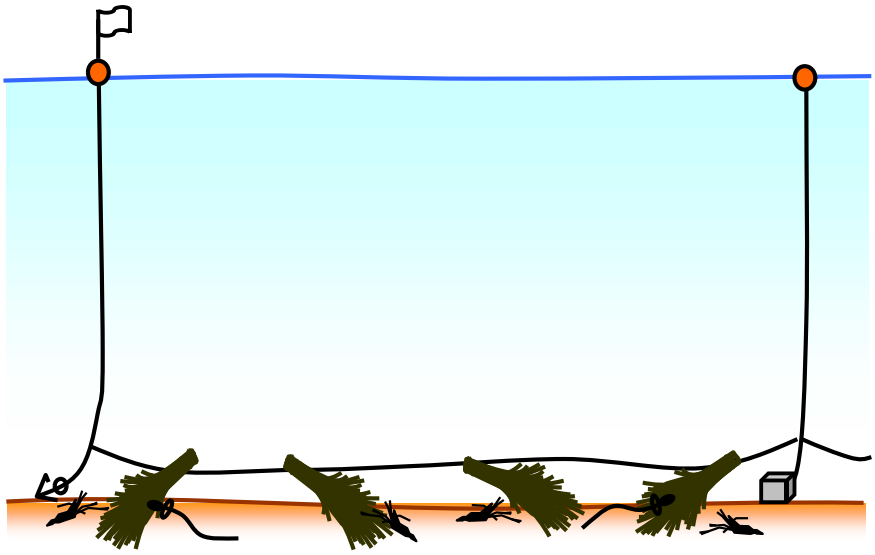


漁獲対象：コイ、フナなど
操業期間：通年
操業区域：全域（保護水面・禁止区域を除く）
操業方法：マツ、シイ等の木材を水中に積んでおき、魚が中に潜伏した頃を見計らって周囲におだ網を張る。
その後、木材を叩いて魚を外側の網へ追い出し、魚捕部に入ったところを引き揚げる漁法。

１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（１）つけ漁業の概要

②笹浸漁業



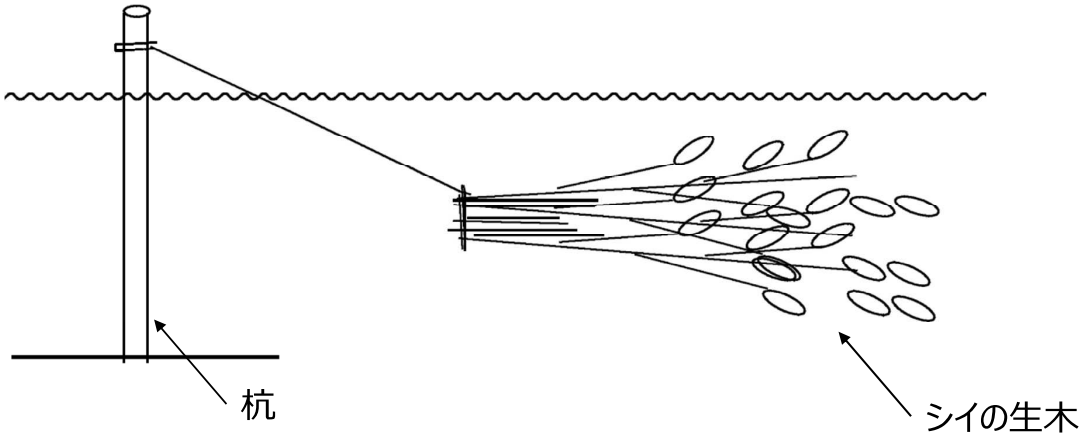


漁獲対象：エビ類、ウナギなど
操業期間：通年
操業区域：全域（保護水面・禁止区域を除く）
操業方法：ナラ、シイ等の木の枝を水中に沈めておき、引き揚げ時に蝟集した生物をさで網にふるい落として漁獲する。

１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（１）つけ漁業の概要

③その他つけ漁業

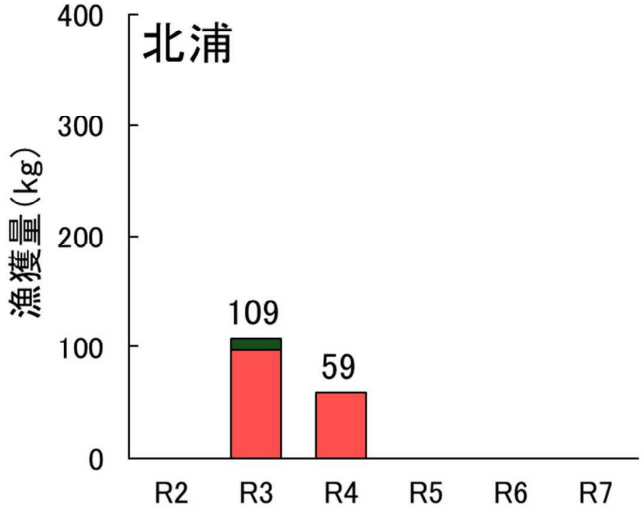


漁獲対象：エビ類、ウナギなど
操業期間：通年
操業区域：全域（保護水面・禁止区域を除く）
操業方法：葉のついたシイの生木の枝を30本程度束ね、水中の杭に吊るし、エビや魚が潜入したところに網を差入れて漁獲する漁法。
葉が落ちて水に馴染んだ枝は、笹浸に使うことができる。

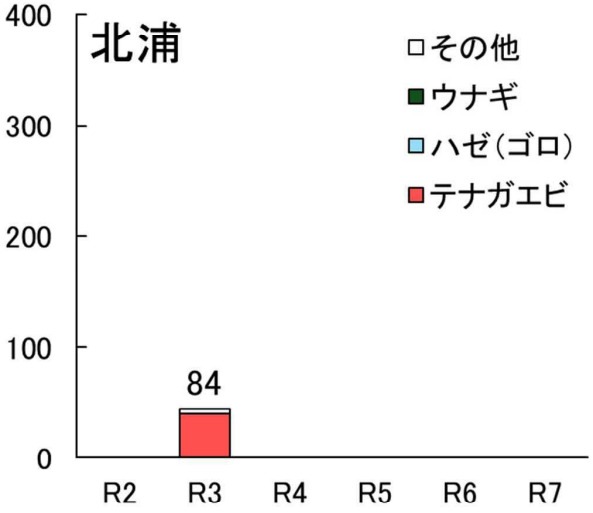
1．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（２）つけ漁業による漁獲量（操業日誌から集計）

＜おだ漁業＞



＜その他つけ漁業＞

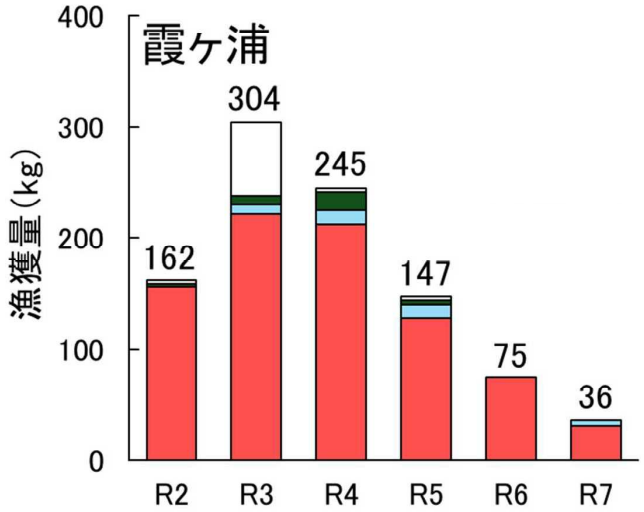


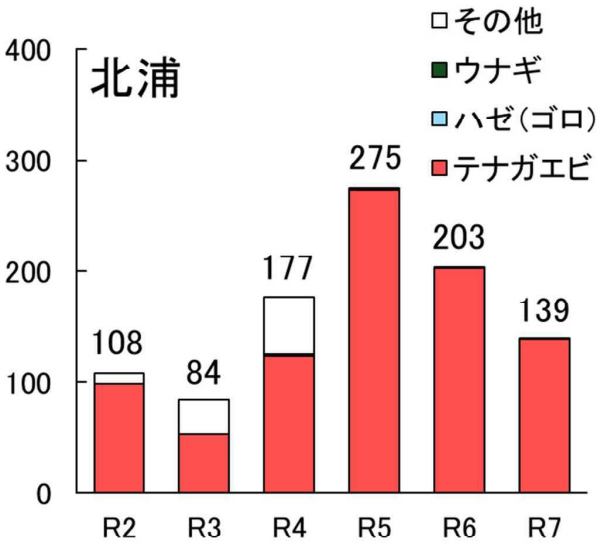
- おだ、その他つけともに、R2以降、霞ヶ浦では漁獲実績なし
- 年間漁獲量は、おだでは59～109kg（R3, R4）、その他つけでは84kg（R3）
- 漁獲物はテナガエビが主体

1．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（２）つけ漁業による漁獲量（操業日誌から集計）

＜笹浸漁業＞

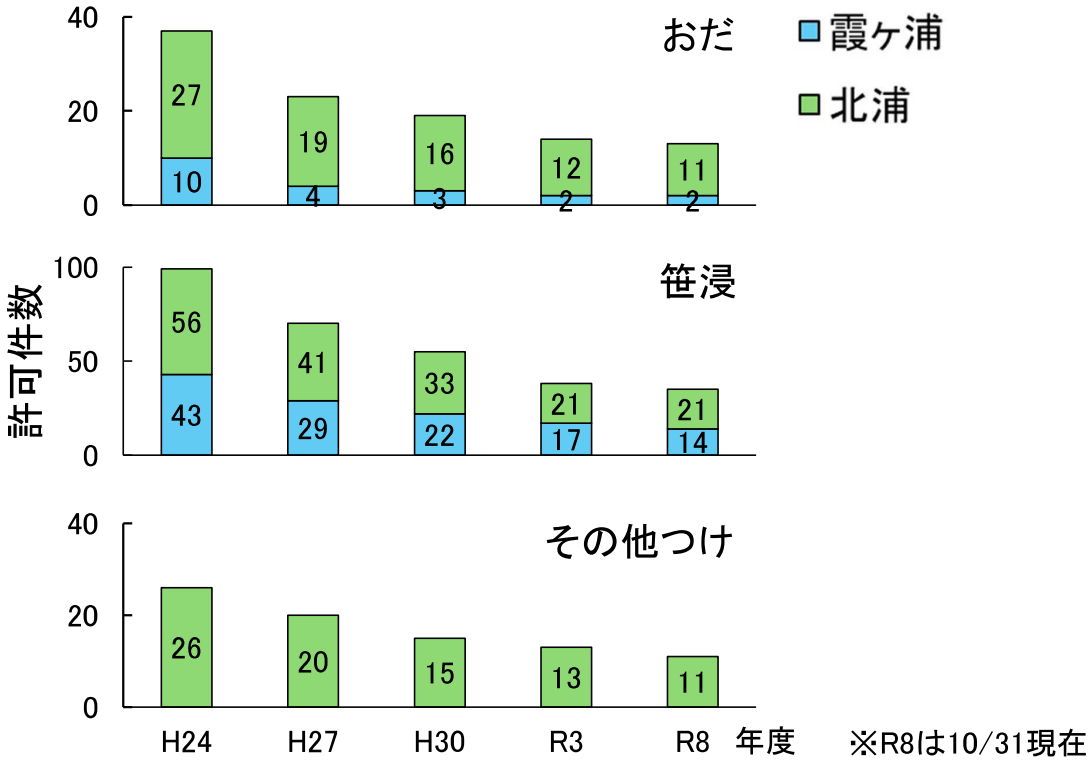




- R2～7年における年間漁獲量は、霞ヶ浦では36～304kg、北浦では84～275kgで推移
- 漁獲物はテナガエビが主体

1．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（３）一斉更新時の許可件数の推移



・霞ヶ浦と北浦の両方において、許可件数は減少傾向

1．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（４）許可等一斉更新に係る意向調査結果

①おだ漁業

区域	漁協	許可件数（R8.10.31現在）	廃業予定者数	新規希望者数	許可更新希望者数	合計希望者数
霞ヶ浦	霞ヶ浦	2	1	0	1	1
	麻生	0	0	0	0	0
北浦	きたうら広域	7	0	0	7	7
	潮来	4	1	0	3	3
	常陸川	0	0	0	0	0
計		13	2	0	11	11

※R3年度更新：14

次期許可期間（令和９年３月25日～令和14年３月24日）における許可希望者数

・霞ヶ浦　　：１名
・北浦及び外浪逆浦：10名

合計：11名

１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（４）許可等一斉更新に係る意向調査結果

②笹浸漁業

区域	漁協	許可件数（R8.10.31現在）	廃業予定者数	新規希望者数	許可更新希望者数	合計希望者数
霞ヶ浦	霞ヶ浦	10	0	1	10	11
	麻生	4	0	0	4	4
北浦	きたうら広域	14	0	0	14	14
	潮来	7	0	1	7	8
	常陸川	0	0	0	0	0
計		35	0	2	35	37

※R3年度更新：38

次期許可期間（令和９年３月25日～令和14年３月24日）における許可希望者数

・霞ヶ浦　　：15名
・北浦及び外浪逆浦：22名

合計：37名

１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（４）許可等一斉更新に係る意向調査結果

③その他つけ漁業

区域	漁協	許可件数（R8.10.31現在）	廃業予定者数	新規希望者数	許可更新希望者数	合計希望者数
霞ヶ浦	霞ヶ浦	0	0	0	0	0
	麻生	0	0	0	0	0
北浦	きたうら広域	9	3	0	6	6
	潮来	2	1	0	1	1
	常陸川	0	0	0	0	0
計		11	4	0	7	7

※R3年度更新：13

次期許可期間（令和９年３月25日～令和14年３月24日）における許可希望者数

・霞ヶ浦　　：０名
・北浦及び外浪逆浦：７名

合計：７名

１．つけ漁業の許可等に係る実態調査結果について

（４）許可等一斉更新に係る意向調査結果

意向調査結果のまとめ

操業区域	許可希望者数		
	おだ漁業	笹浸漁業	その他つけ漁業
霞ヶ浦	１名	15名	０名
北浦及び外浪逆浦	10名	22名	７名
合計	11名	37名 （うち新規２名）	７名

２．つけ漁業の許可等一斉更新に係る今後のスケジュール（案）について

年	月	項目
令和８年	10月	・つけ漁業の実態・意向調査の実施
	11月	・調整委員会に調査結果報告（本日）
令和９年	１月	・調整委員会に制限措置及び申請すべき期間に係る諮問
	２～３月初旬	・公示、申請期間の開始 ・申請書受付、審査
	３月上旬頃	・許可証発給

資料２－１

漁　第　８３９　号
令和８年10月29日

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会
会長　鈴木　幸雄　　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和７年資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、下記のとおり報告します。

記

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等
第１種区画漁業（小割式養殖業）	霞北区第11号	適切かつ有効
	霞北区第13号	
	霞北区第15号	
	霞北区第16号	
	霞北区第17号	
	霞北区第22号	
	霞北区第25号	
	霞北区第26号	
	霞北区第30号	
	霞北区第52号	
	霞北区第63号	
第１種区画漁業（真珠養殖業）	霞北区第111号	適切かつ有効
	霞北区第121号	適切かつ有効
	霞北区第122号	適切かつ有効

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等
第２種共同漁業（張網漁業）	霞北共第１号	適切かつ有効
	霞北共第２号	
	霞北共第３号	
	霞北共第４号	
	霞北共第５号	
	霞北共第６号	
	霞北共第７号	
	霞北共第８号	
	霞北共第９号	
	霞北共第10号	
	霞北共第11号	
	霞北共第12号	
	霞北共第13号	
	霞北共第14号	
	霞北共第15号	
	霞北共第16号	
	霞北共第17号	
	霞北共第18号	

霞ケ浦北浦
令 -8.10.29 和
海区漁業調整委員会
受付

資料２－２

令和７年資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第１種区画漁業（小割式養殖業・真珠養殖業））

対象期間:令和７年１月１日～令和７年12月31日

チェック項目	第１種区画漁業（小割式養殖業）											第１種区画漁業（真珠養殖業）			判断の根拠
	霞北区第11号	霞北区第13号	霞北区第15号	霞北区第16号	霞北区第17号	霞北区第22号	霞北区第25号	霞北区第26号	霞北区第30号	霞北区第52号	霞北区第63号	霞北区第111号	霞北区第121号	霞北区第122号	
１　資源管理の状況等の報告															
法第90条の第１項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告
２　適切の判断基準															
（１）漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
（２）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（３）漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（４）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（５）資源管理を適切に実施している															
（６）漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）															
（７）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（８）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（９）過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（10）漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（11）甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（12）その他															
３　有効の判断基準															
（１）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
（２）養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（３）漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（４）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（５）その他															
４　評価　問題なし／問題あり	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	
備考	霞北区第15号、第22号漁場については、事業規模見直しに伴い、今後施設撤去予定														

令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

資料２－３

令和７年資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第２種共同漁業（張網漁業））

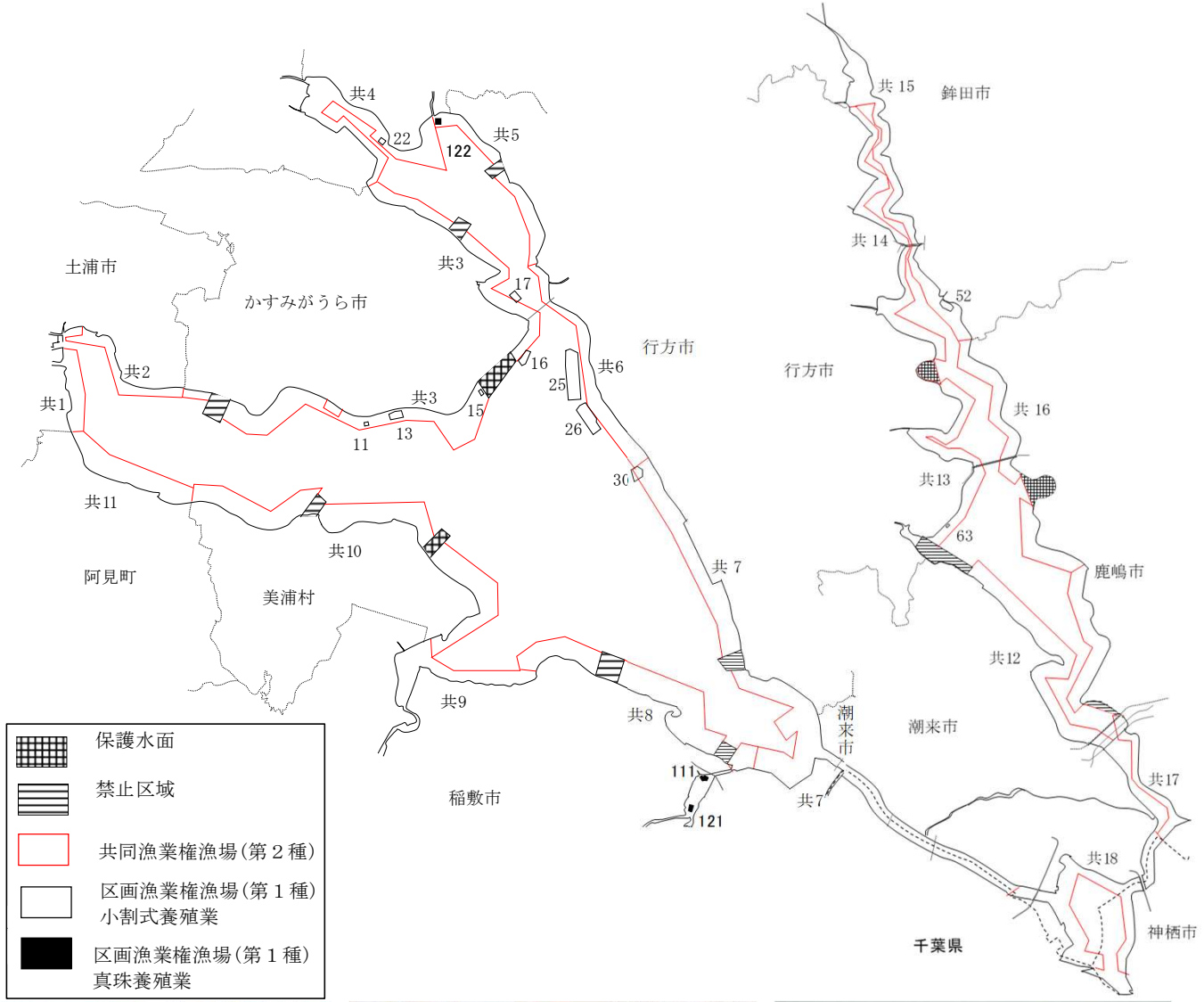
対象期間：令和７年１月１日～令和７年12月31日

チェック項目	第２種共同漁業（張網漁業）																		判断の根拠
	霞北共第１号	霞北共第２号	霞北共第３号	霞北共第４号	霞北共第５号	霞北共第６号	霞北共第７号	霞北共第８号	霞北共第９号	霞北共第10号	霞北共第11号	霞北共第12号	霞北共第13号	霞北共第14号	霞北共第15号	霞北共第16号	霞北共第17号	霞北共第18号	
１　資源管理の状況等の報告																			
法第90条の第１項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告
２　適切の判断基準																			
（１）漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
（２）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（３）漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（４）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（５）資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（６）漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）																			
（７）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（８）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（９）過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない																			
（10）漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（11）甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている																			
（12）その他																			
３　有効の判断基準																			
（１）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和７年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
（２）養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）																			
（３）漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（４）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（５）その他																			
４　評価　問題なし／問題あり	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	**問題なし**	
備考																			

令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

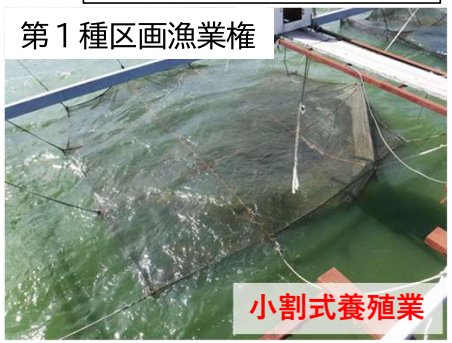
霞ケ浦北浦海区の漁業権概要（R7.1.1～R7.12.31）

参考資料２－１



免許番号	漁業種類	漁業権者
霞北区第11号	第１種区画（小割式養殖業）	霞ヶ浦漁協
霞北区第13号		
霞北区第15号		
霞北区第16号		
霞北区第17号		
霞北区第22号		
霞北区第25号		
霞北区第26号		
霞北区第30号		麻生漁協
霞北区第52号		きたうら広域漁協
霞北区第63号		
霞北区第111号	第１種区画（真珠養殖業）	戸田真珠㈲、清和真珠㈱、大湖真珠㈱
霞北区第121号		柳瀬パール㈲
霞北区第122号		渡辺　幸司
霞北共第１号	第２種共同（張網漁業）	霞ヶ浦漁協
霞北共第２号		
霞北共第３号		
霞北共第４号		
霞北共第５号		
霞北共第６号		
霞北共第７号		霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第８号		霞ヶ浦漁協
霞北共第９号		
霞北共第10号		
霞北共第11号		
霞北共第12号		潮来漁協
霞北共第13号		きたうら広域漁協
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		
霞北共第18号		潮来漁協、常陸川漁協

第１種区画漁業権



小割式養殖業

第１種区画漁業権



真珠養殖業

第２種共同漁業権



張網漁業

参考資料２－２

＜参考＞　関係法令等

漁業法

（資源管理の状況等の報告）

第 90 条　漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第１項又は第 30 条第１項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

２　都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

（資源管理の状況等の報告）

第 28 条　法第 90 条第１項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、１年に１回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

２　法第 90 条第１項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

⑴　漁業権の種類及び免許番号

⑵　報告の対象となる期間

⑶　資源管理に関する取組の実施状況

⑷　操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

⑸　団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

⑹　その他必要な事項

３　法第 90 条第２項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、１年に１回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第４　漁業権

２　資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の⑴から⑶に掲げるものが考えられる。

⑴　資源管理の状況

①　漁業関係法令の遵守状況

②　休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

③　共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

⑵　漁場の活用状況

ア　共同漁業権

①　漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

②　漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

③　漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

④　第５種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ　定置漁業権

①　操業日数

②　漁獲量及び漁獲金額

ウ　個別漁業権としての区画漁業権

①　養殖施設数

②　養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

③　区画の使用状況

エ　団体漁業権としての区画漁業権

①　養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数

②　養殖業の種類ごとの養殖施設数

③　養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

④　区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況

⑤　行使料

⑶　その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

資料３

全国海区漁業調整委員会連合会第 61 回東日本ブロック会議 次第

令和８年 10 月 14 日（水）14 時 30 分から
北海道札幌市中央区北４条西６丁目２番地
ホテルポールスター札幌　２階　メヌエット

１　開　会

２　挨　拶
（１）北海道連合海区漁業調整委員会　会　　長　　工　藤　幸　博
（２）全国海区漁業調整委員会連合会　副 会 長　　松　本　光　明
（３）来賓あいさつ
　　水産庁資源管理部管理調整課　　課長補佐　　土　方　教　義
　　北海道水産林務部　　水産林務部長　　野　村　博　明

３　議長選出

４　議事録署名人選出

５　報告事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１
　令和８年度総会決議事項の要望活動結果について

６　議　事　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料２
【第１号議案】
　令和９年度総会に向けた要望事項について

【第２号議案】
　次年度開催海区について

【その他】
　ブロック内照会事項について

７　講　演　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３
　　題　目　漁業と遊漁の調整について
　　講　師　水産庁資源管理部管理調整課　課長補佐　　土　方　教　義

８　閉　会

議　　事

【第１号議案】

令和９年度総会に向けた要望事項について

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について・・・・・・３頁

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について・・・・・・・・６頁

Ⅲ　沿岸漁業と沖合漁業の調整について・・・・・12頁

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について・・・・・・・15頁

Ⅴ　外国漁船問題等について・・・・・・・・・・35頁

Ⅵ　海面利用をめぐる調整について・・・・・・・47頁

【第２号議案】

次年度開催海区について・・・・・・・・・・・・59頁

【第３号議案】

ブロック内照会事項について・・・・・・・・・・60頁

東日本ブロック会議における令和9年度総会に向けた
要望のとりまとめについて

1 見直しの方向性 【詳細は、R8.4.17 8連全漁調連第４号「資料2」参照】

(1) 要望書の再構築、内容の整理

≪大項目：R8 年度 7項目→R9 年度 6項目≫

R8 年度分類	R9 年度分類案
Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について
Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について
Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について
Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	Ⅴ 外国漁船問題等について
Ⅵ 外国漁船問題等について	Ⅵ 海面利用をめぐる調整について
Ⅶ 海洋レジャーとの調整について	

(2) ブロック会議での一本化の徹底

- 要望はブロック会議で整理し、可能な限り一本化し提案する運用の徹底。

2 とりまとめの経過

(1) 令和9年度要望の「たたき台」の作成【R8.4.17 8連全漁調連第４号】

- 全体構成や要望項目を整理した「たたき台」が全漁調連事務局から提示。

(2) 東日本ブロック会議での要望取りまとめ

- 各海区へ令和9年度要望「たたき台」の検討依頼。【R8.4.27 連海区第6号】
- 各海区からの「たたき台」への修正意見等をとりまとめ「令和9年度総会に向けた要望について（素案）（以下（素案）という。）」として、検討を依頼。【R8.7.29 連海区第 20 号】
- 各海区は、全漁調連から示された「R8 要望活動の結果」の内容も踏まえ（素案）を検討
- ブロック担当海区は、各海区からの（素案）に対する回答をとりまとめ、「令和9年度総会に向けた要望について（案）を作成。
- 本日、東日本ブロック会議に上程。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

・海区の考え：神奈川海区（内容変更）　　・東日本ブロックの考え（内容変更）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目	小項目
○内容変更又は削除の理由 神奈川海区-3 当海区沿岸では、手軽なレジャーとして「ＳＵＰ」を楽しむ人が増えているが、特別な知識や技能が不要なことから漁業者等とのトラブルも発生している。他のレジャーと並列的に制限や義務を記述しがたいため、前文において海面の利用形態の一つとして明記する。	
東日本ブロック（案） 海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、SUP、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。 ～以下「たたき台」と同内容のため省略～	全漁調連（案） 海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。 ～以下修正無いため省略～

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (1)秩序の維持と環境保全 ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化	小項目 (1)秩序の維持と環境保全 ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。 その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。	全漁調連（案） 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。 その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (1)秩序の維持と環境保全 イ　環境保全対策の強化	小項目 (1)秩序の維持と環境保全 イ　環境保全対策の強化
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） 遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。	全漁調連（案） 遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：東京海区（内容変更）　　・東日本ブロックの考え（内容変更）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (2)資源管理の実効性確保 ア 遊漁者の資源利用の実態把握	小項目 (2)資源管理の実効性確保 ア 遊漁者の資源利用の実態把握
○内容変更又は削除の理由 ・東京海区-7 全国的に主要な漁獲対象魚種だけでなく、底魚類など各地の重要魚種についても採捕量を把握する必要がある。	
東日本ブロック（案） 国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種並びに底魚類など地域の重要魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。	全漁調連（案） 国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (2)資源管理の実効性確保 イ　遊漁者が資源管理に参加する体制整備	小項目 (2)資源管理の実効性確保 イ　遊漁者が資源管理に参加する体制整備
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） 漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。 また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。	全漁調連（案） 漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。 また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (3)安全確保と被害補償 ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止	小項目 (3)安全確保と被害補償 ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） 法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。	全漁調連（案） 法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (3)安全確保と被害補償 イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化	小項目 (3)安全確保と被害補償 イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。 その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。 また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化すること。	全漁調連（案） プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。 その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。 また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：静岡海区（内容変更）　　・東日本ブロックの考え（内容変更）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (3)安全確保と被害補償 ウ　スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発	小項目 (3)安全確保と被害補償 ウ　スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発
〇内容変更又は削除の理由 ・静岡海区-3 泳ぎ釣りによる漁船との事故についても懸念されるため。（実態が分からず注意喚起が難しい。）	
東日本ブロック（案） 漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者および泳ぎ釣り愛好者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。	全漁調連（案） 漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：静岡海区（内容変更）　　・東日本ブロックの考え（内容変更）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 ア　操縦免許義務化等による安全対策の強化	小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 ア　操縦免許義務化等による安全対策の強化

〇内容変更又は削除の理由

・静岡海区-4

安全航行を確保するためには、水上バイク、カヤック、ミニボート、ゴムボート等の航海区域の設定（法整備）が必要。

東日本ブロック（案）	全漁調連（案）
海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。 併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行禁止区域（距離）の設定による制限の強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。 また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。 これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。	海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。 併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。 また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。 これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 イ　安全講習の義務化と所有者把握	小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 イ　安全講習の義務化と所有者把握
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） ミニボート等（ＳＵＰを含む）の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。 また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。 さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。	全漁調連（案） ミニボート等（ＳＵＰを含む）の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。 また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。 さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

1 海洋レジャーとの調整

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 ウ　保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	小項目 (4)ミニボート等による危険行為の防止 ウ　保険加入義務化とゴムボートの保険対象化
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。 また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。 さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がＦＲＰ成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の整備を図ること。	全漁調連（案） ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。 また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。 さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がＦＲＰ成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の整備を図ること。

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

・海区の考え：全ての海区（存置）　　・東日本ブロックの考え（存置）

令和９年度要望（東日本 BL 案）	（令和９年度要望たたき台）
小項目 2　海上大規模開発事業の関係者説明	小項目 2　海上大規模開発事業の関係者説明
○内容変更又は削除の理由 存置のため無し	
東日本ブロック（案） 風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。	全漁調連（案） 風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

資料４

令和８年11月13日
水産試験場内水面支場

令和８年漁期トロール漁の漁模様の経過【報告】

1　湖沼の環境

①　水温

霞ヶ浦の水温は令和年代で比べると７月下旬から９月末まで、30℃を超える日は少なく低めに、10月以降は21℃前後を推移し、同下旬に20℃以下となった。

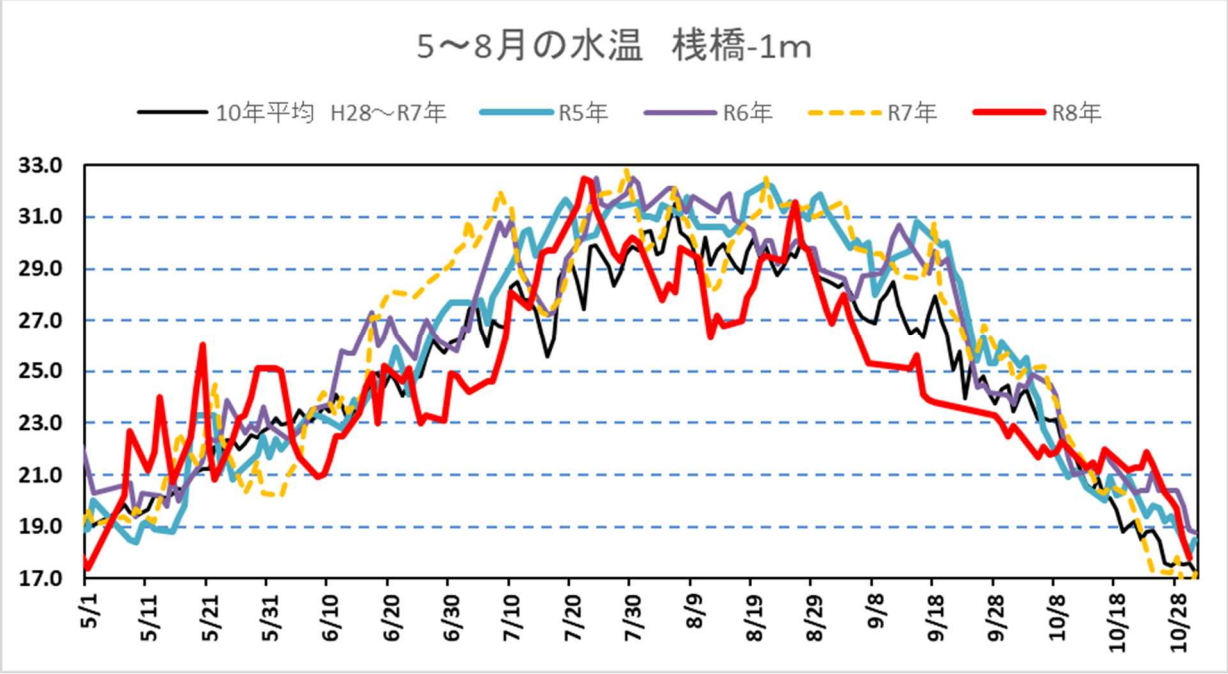


図１.霞ヶ浦の水温　（内水支観測桟橋水深１m）

表１．　霞ヶ浦における高水温の観測頻度

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
29℃<	23	18	27	16	25	49	41	35	21
うち30℃<	12	12	18	11	10	39	30	28	8
うち31℃<	7	11	11	3	3	22	17	24	5
うち32℃<	1	8	3	0	2	2	5	6	2
最高水温	32.5	33	32.3	31.5	32.6	32.3	32.5	32.8	32.5

2　10 月末までのトロール漁業の状況

シラウオは好漁。ワカサギは低水準であるが前年より多く混獲される。テナガエビ漁は前年を下回るが、令和６年より良い。

① シラウオ

【霞ヶ浦】

９、10 月の漁模様は平均 45.0kg/時間・隻（86.7kg/隻、以下同様）、42.4kg（94.6kg）と、前年の約２倍となっている。シラウオの成長は９月以降急速に進む傾向があり、10 月は１尾 0.3g 程度、11 月以降さらに大きくなる。漁獲量は現在の状況が継続すると見込まれる。

【操業日誌・聞き取り情報からの集計】

表２．１時間１隻当たりのシラウオ漁獲量

	1時間1隻あたりの平均漁獲量(kg/h)				
年	解禁日(7/21)	7月	8月	9月	10月
R3	40.0	43.4	53.3	58.4	46.4
R4	57.2	39.9	31.4	37.4	36.8
R5	39.3	19.3	10.7	13.2	15.4
R6	34.3	37.6	22.3	17.4	18.6
R7	52.4	41.8	29.4	22.8	25.3
R8	41.6	42.9	38.7	45.0	42.4

表３．シラウオの漁獲量

	農林統計	漁獲実績報告
R3	145	190
R4	142	283
R5	32	88
R6	190	190
R7	99	227

※R７年農統は速報値

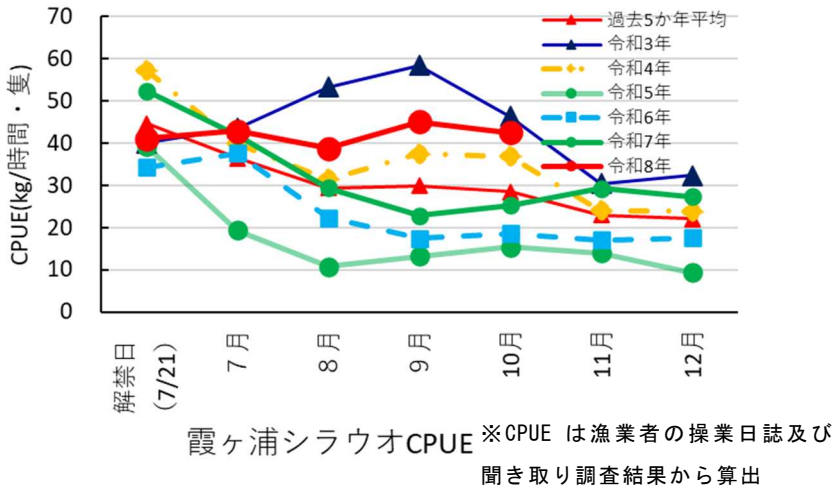


図２．トロール解禁日からのシラウオの CPUE の推移

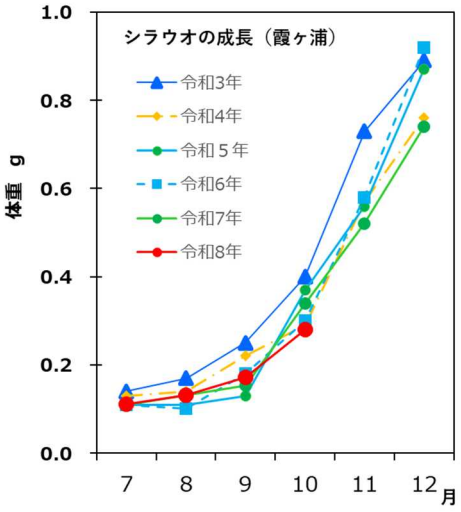


図 3. シラウオの成長（体重）

【北浦】

９月は 3.2kg（9.6kg）であったが、10 月は北浦大橋以南で多く漁獲され 8.6kg（18.1kg）と増加し、前年よりも好漁。

② ワカサギ

ワカサギはシラウオ・エビ曳きの操業で混獲されている。霞ヶ浦ではシラウオ漁表層曳きでは平均 0.5kg（1.0kg）程度であるが、テナガエビ底層曳きでは平均 5.7kg（14.6kg）入網し、前年よりも多いことが確認されている。北浦でも表層曳きで平均 0.3kg（0.7kg）、底層曳きで平均 1.6kg（3.4kg）と前年より多い。両湖とも資源水準はまだ低い状況にあるが、回復傾向がみられる。

③ テナガエビ

霞ヶ浦では盛漁期である９、10 月の漁模様は２ヶ月平均で１時間１隻あたり約 38kg と、前年の 69kg を下回ったが、不漁であった令和６年の５kg を上回る結果となった。

北浦では９、10 月の漁模様は２ヶ月平均で１時間１隻あたり約 14kg であり、前年の 16kg を若干下回るものの、令和６年の約２kg を上回った。

資料５

令和8年度 霞ヶ浦北浦産シラウオの寄生虫検査結果

水産試験場水産物利用加工部

霞ヶ浦					
搬入月日 （漁獲月日）	検体数	寄生検体数	寄生率 （%）	平均魚全長 （cm）	漁獲場所
7月1日	50	0	0	4.0	湖心
10月8日	50	0	0	4.8	湖心

北　浦					
搬入月日 （漁獲月日）	検体数	寄生検体数	寄生率 （%）	平均魚全長 （cm）	漁獲場所
6月24日	50	0	0	4.0	白浜
11月10日	50	0	0	6.5	白浜

資料６

水産物の放射性物質検査の結果について

霞ケ浦北浦水産事務所
（R8.10.28現在 ）

品目名		採取水域	令和8年度検査結果（採取日，Bq/kg）			令和7年度検査結果（採取日，Bq/kg）		
			検体数	採取日	Cs合計値	検体数	採取日	Cs合計値
天然	アメリカナマズ	西浦	2	7/10，7/29	12，12	2	7/2，8/18	6.7，13
		北浦				1	7/1	9.5
	ワカサギ	西浦	1	7/1	5.7	1	7/2	N.D
		北浦	1	6/24	N.D			
	シラウオ	西浦	2	7/1	N.D	1	7/2	N.D
		北浦	1	6/24	N.D	1	6/27	N.D
	テナガエビ	西浦	4	8/19	N.D-4.9	2	9/16	N.D
		北浦	2	10/5	N.D-3.8	2	10/9	N.D

注）　N.D ： 検出限界値未満
　　北浦： 外浪逆浦を含む